

【新設】(経過的处理(3)…平成 28 年 10 月 1 日前に認定等を受けた法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等の割増償却)

この法令解釈通達による改正前の 48-1 から 48-3 までの取扱いは、平成 28 年 10 月 1 日前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 36 号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「旧効率化法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた法人又は同日前に旧効率化法第 7 条第 1 項に規定する確認を受けた法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等については、なお従前の例による。

【解説】

- 1 平成 28 年度の税制改正において、本制度の適用対象となる倉庫用建物等の要件について見直しが行われたが、改正法附則第 1 条第 15 号に定める日（平成 28 年 10 月 1 日）前に流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 36 号）による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「旧効率化法」という。）第 4 条第 1 項の認定を受けた法人又は同日前に旧効率化法第 7 条第 1 項に規定する確認を受けた法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等については、平成 28 年度の税制改正前の本制度（措置法第 48 条）の規定は、なおその効力を有することとする経過措置が定められている（平成 28 年改正法附則 92⑩）。

この経過措置が適用される倉庫用建物等については、この法令解釈通達による改正前の 48-1 から 48-3 までの取扱いが引き続き適用されることを本通達において念のため明らかにしている。

- 2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通（経過的处理(3)…平成 28 年 10 月 1 日前に認定等を受けた連結法人が平成 29 年 3 月 31 日以前に取得等をした倉庫用建物等の割増償却））を定めている。